

[新しく農業を始めたい人への手引書] 2026年度版

田原で 農業を はじめてみませんか



田原市

◇はじめに

この手引書では「農業をはじめたいが、何から取り組めば良いか分からない」といった方を対象として、新規就農に繋がる様々な情報を掲載しています

ご自身の状況や将来のイメージに合わせて活用できそうな支援制度を選び、各担当窓口にご相談ください

★農業ってどうやって始めるの？

大きく分けて「自分で起業する」「経営を継ぐ」「農業法人などに就職する」の3つのスタイルがあります

《新規就農の3つのスタイル》

1 自分で起業する …… 新規参入

- ・自分がやりたい農業経営を目指すスタイル
- ・技術の習得、資金の準備、農地や設備の確保等、初期投資が必要

2 経営を継ぐ …… 親元就農

- ・経営者から栽培技術や経営ノウハウを学ぶスタイル
- ・農地や施設・機械を譲り受けることで初期投資を抑えられる
- ・新部門を立ち上げて経営を発展させる道も

3 農業法人などに就職する …… 雇用就農

- ・従業員として毎月決まった給与をもらうスタイル
- ・働きながらスキルを身に付け、将来的に独立するルートも

— 目 次 —

- I 農業を始めるまでのステップについて P 1 ~ P 2
- II 技術や経営を身に着ける研修制度について P 3 ~ P 8
- III 農地を探す・借りる方法について P 9
- IV 認定新規就農者制度について P 10
- V 新規就農をサポートする支援制度について P 11 ~ P 22
- VI 新規就農に関する相談窓口について P 23

I 農業を始めるまでのステップについて

～経験ゼロから就農を目指す流れ～

- STEP 1** 就農の動機を明確にして目標を立てる …… P2を参照
↓
・ どのような目的で何をやりたいか明確にし、いつまでに何をするかを
 考えておく
- STEP 2** 情報収集、相談 …… P11～22を参照
↓
・ 補助金、制度資金等の情報を収集する
・ 分からないことがあれば就農相談窓口にご相談する
【窓口】田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）
農起業支援ステーション(愛知県立農業大学校内)（☎0564-51-1034）
- STEP 3** 技術や経営を身に付ける …… P3～P8を参照
↓
・ 研修やインターン等に参加し、栽培技術、農業機械の操作、経営管理
 などのノウハウを身に付ける
- STEP 4** 農地を取得する …… P9を参照
↓
・ 農地を探す方法
・ 農地を借りる・購入する方法
【窓口】田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）
- STEP 5** 計画を具体化する …… P10、P20～P22を参照
↓
・ 認定新規就農者制度の申請（P10参照）、資金計画を立てる
・ 新規就農者をサポートする支援制度（補助金・制度資金）を利用する
・ 就農に必要な農業用機械・施設等を取得する

農業経営の開始

◆愛知県は、新規就農希望者への情報発信を目的としたアプリの運用を開始しました

【名称】は、「**あいち農林漁業スタートガイド あいちから**」です

[主な機能]

- ・ かんたん農業経営シミュレーション…品目や人数を直感的に入力するだけで、就農後の収入
 や生活のイメージがわかるシミュレーション
- ・ お知らせ・イベント情報…就農に向けて知っておきたい情報をテーマごとにまと
 めて発信 など

右のQRコードをスマートフォンホのカメラで読み込んで活用してください



就農準備チェックシート

このチェックシートを参考にして、農業をはじめの前に必要なことを確認しましょう
これから情報収集や就農相談、研修等を行い、あてはまる項目を増やしましょう

①適正について

- 健康で体力には自信がある
- 物事にこつこつと取り組むことができる
- 自然が好きで、農畜産物への関心が高い

②意欲、動機、知識について

- これまで行った体験や研修で農作業の厳しさを理解している
- 新規参入した農家に会ったり、体験談を聞いたことがある
- 気象による災害等で無収入となる場合があることを理解している
- 新規参入は人脈や生産基盤がなく厳しい状況であることを理解している
- 農業で生計を立てることを目指している

③事前準備について

- 情報収集に力を入れている（相談窓口訪問、相談会参加、インターネット、情報誌等）
- 家族が就農に同意している
- どんな作物を作るのか決まっている
- 就農地が決まっている
- 農家の知り合いを増やしている
- 就農初期はまとまった収入がないことを理解し、当面の生活資金を用意している

④具体的な準備状況について

- これまで1年以上、農家や農業法人で研修を受けたことがあり、技術と知識を身に付けている
- 必要な農地を取得できる
- 主要な機械・施設を就農者本人が所有又は借りることができる
- 必要な資金を算出し、準備できている
- 就農にあたり親身になって面倒をみってくれる人がいる
- 経営についての一定の知識（簿記等）はある
- 販売ルートが確保できる

上記以外にも「農業をはじめ.jp」では新規就農にあたり、インターネット上で就農適正診断の結果や必要事項を確認できますので、活用してみましよう

農業をはじめ.jp 就農適正診断



Ⅱ 技術や経営を身に着ける研修制度について

農業経営に必要な知識や技術を習得するための研修制度の一覧です

ページ	名称 (実施主体)	概要	対象者	問合せ先
P 4	1 ニューファーマーズ研修 (愛知県立農業大学校) ★★★	自己ほ場又は先進農家での実習900時間、農業大学校での講義約140時間	新規就農希望者 (愛知県内で農業経営を目指す方で、18歳以上概ね55歳以下の方)	愛知県立農業大学校 企画研修部 (☎0564-51-1034)
P 5	2 農家受入技術研修 (田原市) ★★★	受入農家先での実習栽培作目毎、技術習得に必要な期間	新規就農希望者	田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)
P 6	3 生き生き農業セミナー (田原市) ★	指定農場での実習露地野菜 全18回	市内に在住・在勤の方	田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)
P 7	4 田原市ニューファーマーセミナー (田原市ニューファーマー育成会議) ★★	実習・講義全6回 (土壌・肥料、経営、病害虫防除、農業機械、視察等)	市内の新規就農者 (就農して1年～3年程度の経験の浅い方)	東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ (☎22-0381)
P 8	5 農業研修システム (公益財団法人 功農支援会) ★★★	基礎研修 (栽培知識、栽培技術の習得) 4～6か月間 本研修 (模擬経営、経営管理、就農準備) 1～1.5年間	新規就農希望者	公益財団法人 功農支援会 (☎0532-75-0671)

★の数は、研修の難易度を示しています

1 ニューファーマーズ研修（愛知県立農業大学校）

（1）目的

Uターン就農希望者（農家出身）や新規参入希望者（非農家出身）等を対象に、農業経営に必要な基礎的知識・技術などを効率的に習得するための研修です

（2）募集期間

2月頃から3月頃

（3）研修期間

10か月間

（4）研修内容

講義・演習等（計140時間）、実習（計940時間）

講義については、愛知県立農業大学校で、植物生理などの技術的内容から、農業簿記の基礎や税制の基礎など経営的な内容まで幅広く学習できます

実習は、自己ほ場（研修生のほ場）、もしくは先進農家（研修生で選定）のいずれかを選択してください

（5）研修場所

愛知県立農業大学校（岡崎市美合町字並松1-2）

（6）申込手続

「受講申込書、履歴書、就農希望概要書、個人情報の取扱いについての同意書」を就農予定地を所管する農起業支援センター（愛知県東三河農林水産事務所田原農業改良普及課内）へ提出してください

申込書は下記までお問合せください



（7）その他

- ・実習先として「先進農家」を希望する場合は、受入先農家を選定した上での申込が必要です
- ・申込後、農業大学校で説明会及び面接があり、受講の可否は後日、通知されます
- ・受講料は無料で、教材費等約10,000円は自己負担。傷害保険、傷害共済等への加入が必要です

【問合せ先】愛知県立農業大学校 企画研修部（☎0564-51-1034）

2 農家受入技術研修（田原農業支援センター）

（1）目的

主に経営基盤のない新規就農希望者、新規参入希望者が、受入農家先での技術研修を通じて農業技術や知識を習得するための研修です

（2）募集期間

随時

（3）研修期間

栽培作目ごと、技術習得に必要な期間

（4）研修内容

実習（営農に必要な技術や知識の習得）

（5）研修場所

受入農家のほ場

（6）申込手続

希望者は、下記までご相談ください



（7）その他

- ・相談の結果、必要と認められた場合は、受入農家を紹介します（受入農家との事前面談あり）
- ・研修日、研修時間等の詳細は、面談後に決定します
- ・農作業時の事故に対応する傷害保険等への加入が必要です
- ・研修費は無料です。研修期間中は、原則として労務に対する賃金、謝礼は支払われません

【問合せ先】 田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）

3 活き活き農業セミナー (田原市)

(1) 目的

生きがいと健康づくりの場として、実習ほ場で露地野菜の栽培技術を習得するための研修です

(2) 募集期間

2月頃から3月頃

(3) 研修期間

4月から翌2月 (月2回程度で主に隔週金曜日午前)

(4) 研修内容

実習ほ場で露地野菜の栽培技術を習得

(5) 研修場所

実習ほ場 (田原市赤羽根市民センター周辺)

(6) 申込手続

希望者は田原市農林水産部 営農支援課へ申込書を提出してください



(7) その他

受講料は5,000円です

【問合せ先】 田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)



4 田原市ニューファーマーセミナー（田原市ニューファーマー育成会議）

（1）目的

新規就農者が、農業技術と経営に関する知識を習得するための研修です。受講者相互に情報交換しながら、技術・経営センスを磨きます

（2）募集期間

2月頃から6月頃

（3）研修期間

7月から翌2月頃（全6回程度）

（4）研修内容

土壌・肥料研修、経営研修、病虫害防除研修、視察研修、農業技術研修など

（5）研修場所

東三河農林水産事務所田原農業改良普及課、農家ほ場など

（6）申込手続

希望者は下記までご相談ください

（7）その他

受講料は無料です



【問合せ先】

東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ（☎22-0381）



5 農業研修システム (公益財団法人 功農支援会)

(1) 目的

実際の農作業から理論、販売までの総合的な研修を通して、未来の農業経営者を育成しています。基礎研修では、農業で自立するために必要な農作物を栽培する力、販売する力を養います。本研修では、基礎研修で身につけた力をベースに農業経営の力を養います。研修中の助成金や研修後のサポートも充実しています

(2) 募集期間

基礎研修コースは随時面接を行っています

(3) 研修期間

基礎研修 : 4～6か月

本研修 : 1～1.5年 (作物によって前後有り)



(4) 研修内容

基礎研修 : 実地研修、販売研修、勉強会・圃場巡回 (助成金8万円/月の支給あり・寮費無料)

作目は、トマト・ミニトマト・キクなど

本研修 : 模擬経営 (ハウス1棟を管理し農業経営を体験)、経営管理、就農準備 (助成金15万円/月の支給あり・寮費3～4万円自己負担)

作目は、トマト・ミニトマト・キクなど

(5) 研修場所

研修施設 : 豊橋市西赤沢町字万場261-2 (豊橋農場)

提携農場 : 田原市大久保町黒河原269

(6) 申込手続

体験研修 (1～5日) を受けていただいた後、面接 (履歴書の提出) の上、決定します

【問合せ先】

公益財団法人 功農支援会 担当 : 山本・鈴木 (☎0532-75-0671)

ホームページ

ユーチューブで「アニメで解説! 功農支援会の歴史」を視聴



Ⅲ 農地を探す・借りる方法について

1 農地を探す方法

市内で農地を探している方は、右下のQRコードをスマートフォンホのカメラで読み込んで「未来の農地マップ」を活用してください

○未来の農地マップとは

「農地を売りたい・貸したい人」と「農地を買いたい・借りたい人」を繋げるシステムです



《手順》

- | | |
|--------|------------------------------|
| STEP 1 | …「条件検索」or「地図から選ぶ」で対象エリアを検索する |
| STEP 2 | …「買いたい」「借りたい」農地を探す |
| STEP 3 | …専用フォームから問い合わせする |
| STEP 4 | …貸借／売買の意向がマッチしたら担当部署から連絡します |

【問合せ先】田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）

2 農地を借りる・購入する方法

農地を借りる、もしくは購入する場合には、法律に基づく手続きが必要で、具体的には以下の2つの方法があります

- ① 農地法第3条による許可を受ける方法
- ② 農地中間管理事業による方法

[申請手続き]

① 農地法第3条による許可を受ける方法

- ・審査月の前月末（土日祝の場合は翌日）までに申請書を田原市農業委員会へ提出してください
※多くの方が行政書士へ書類作成を依頼しています

【問合せ先】田原市農業委員会事務局（☎23-3519）



② 農地中間管理事業による方法

- ・農地中間管理機構（県指定機関）が農地の所有者（出し手）と耕作者（受け手）の間に入り、農地の貸借もしくは売買契約する方法です

《貸借》

- ・田原市と愛知みなみ農業協同組合が窓口となり、随時、手続きに必要な書類作成等の支援を行っています
※申請書などの様式は、市ホームページや受付窓口などで入手できます

【問合せ先】田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）

愛知みなみ農業協同組合 営農企画課（☎34-1051）



《売買》

- ・田原市農業委員会が窓口となり、随時、手続きに必要な書類作成等の支援を行っています
※申請書などの様式は、市ホームページや受付窓口などで入手できます

【問合せ先】田原市農業委員会事務局（☎23-3519）

IV 認定新規就農者制度について

(1) 概要

新たに農業を始める方が作成する「青年等就農計画」を田原市が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者を重点的に支援する制度です

※当該認定を受けることで交付対象者となる事業

「経営開始資金（P15）」 「経営発展支援事業(通常枠)（P16）」 「経営発展支援事業(世代交代円滑化タイプ)（P18）」 「新規就農者チャレンジ事業（P19）」 「青年等就農資金（P20）」

(2) 対象者

田原市内において新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方です

- ・ 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ・ 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
- ・ 上記の者が役員の大過半数を占める法人

※農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過していない者も含みます

※認定農業者は含みません

(3) 計画内容

目標年（5年後）の年間所得を概ね250万円以上、年間労働時間を2,000時間以内（1人当たり）とする計画です

農業経営の規模に関する目標（作目別の作付面積・生産量）や生産方式に関する目標（機械・施設等の導入計画）、技術・技能の習得状況、収支計画などで構成されています

(4) 主な認定基準

申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合に、その計画を認定します

- ・ その計画が田原市の基本構想に照らして適切であること
- ・ その計画を達成する見込みが確実であること
- ・ 年間農業従事日数が150日以上見込まれること 等

(5) 申請手続

申請前に、認定の対象となるか否かを判断するための面談を実施しますので、下記の連絡先までお問合せください

- ・ 田原市農林水産部 営農支援課に青年等就農計画を申請する（毎月20日〆切）
- ・ 同計画の審査、認定にあたり面接を実施する（申請の翌月に認定）

【問合せ先】 田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）

V 新規就農をサポートする支援制度について

新規就農をサポートする支援制度の一覧です

それぞれ条件がありますので、しっかり計画を立ててから制度を活用してください

【研修中の所得を確保したい方】

ページ	名称	概要	対象者	問合せ先
P 14	1 就農準備資金	就農前の研修（愛知県が認定する研修機関に限る）を後押しする資金を交付 年間最大165万円を最長2年間	研修期間中の研修生 （就農時50歳未満）	東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ (☎22-0381)

※交付を希望される方は、事前にご相談ください

【経営開始時の所得を確保したい方】

ページ	名称	概要	対象者	問合せ先
P 15	2 経営開始資金	独立・自営就農直後の経営確立に必要な資金を交付 年間最大165万円を最長3年間	認定新規就農者 （就農時50歳未満）	田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)

※交付を希望される方は、事前にご相談ください

【初期投資（機械・施設等）の支援を必要とする方】

ページ	名称	概要	対象者	問合せ先
P 16	3 経営発展支援事業 (通常枠)	就農後の経営発展のために必要な 機械・施設等の導入を支援 最大750万円（経営開始資金の交付対象者は375万円）	認定新規就農者 (就農時50歳未満) ※令和7～8年度に農業経営を開始した(する)者	田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)
P 18	4 経営発展支援事業 (世代交代円滑化タイプ)	円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を支援 最大1,200万円	認定農業者 認定新規就農者 (就農時50歳未満) ※令和5年度以降に農業経営を開始した(する)者	田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)
P 19	5 新規就農者チャレンジ事業	早期の経営発展に向けた取組を支援 個人 最大1,500万円 法人 最大3,000万円	認定新規就農者 (就農時65歳未満) ※青年等就農計画の認定期間内の者（最長で経営開始5年目まで）	田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)

※交付を希望される方は、事前にご相談ください

【制度資金の借入を必要とする方】

ページ	名称	概要	対象者	問合せ先
P 20	6 青年 等就農 資金	施設・機械の購入等に必要な資金を無利 子で貸付 用途：施設、機械、果樹、家畜、運転資金 等 (認定就農計画期間中に必要なものに限る) 貸付利率：無利子 借入限度額：3,700万円（特認1億円）	認定新規就農者	東三河農林水産事務 所田原農業改良普及 課 担い手育成グルー プ (☎22-0381) (株)日本政策金融公庫 名古屋支店 (☎052-582-0741)
P 21	7 農業 近代化 資金	経営改善を図るために必要な資金を長期 かつ低利子で貸付 貸付利率：2.5%（2026年3月31日現在） ※情勢により変動します 借入限度額：個人1,800万円(特認2億円) 法人・団体2億円 農協等15億円	認定農業者 認定新規就農者 主業農業者 目標地区に位置 付けられた者 集落営農組織等	東三河農林水産事務 所田原農業改良普及 課 担い手育成グルー プ (☎22-0381)
P 22	8 経営 体育成 強化資 金	前向きな投資や償還負担の軽減に必要な 資金を長期かつ低利子で貸付 用途：前向き投資、償還負担の軽減 貸付利率：2.5%（2026年3月31日現在） ※情勢により変動します 借入限度額：個人1.5億円 法人・団体5億円	主業農業者 認定新規就農者 目標地区に位置 付けられた者 集落営農組織等	東三河農林水産事務 所田原農業改良普及 課 担い手育成グルー プ (☎22-0381) (株)日本政策金融公庫 名古屋支店 (☎052-582-0741)

※認定農業者とは、農業者が5年後に年間所得800万円、年間労働時間1,800時間以内を目指す計画を立て、認定新規就農者と同様、申請をして市長から認定された農業者のことです

※借入を希望される方は、事前にご相談ください

◆◆公式LINEの登録をお願いします◆◆

補助金情報や、病虫害情報、農業セミナーなどの農業経営に役立つ情報を「田原市認定農業者連絡会」公式LINEで発信しています（会費は無料で、認定農業者に限らず誰でも登録が可能です）

右下のQRコードをスマホのカメラで読み込んで「友だち追加」をしてください



1 就農準備資金

交付金 [年間最大165万円、最長2年間]

(1) 概要

就農前の研修（愛知県が認定する研修機関に限る）を後押しする資金を交付

(2) 支援内容

交付額：13.75万円／月（最大165万円／年）×最長2年間 【国 10/10】

(3) 主な交付要件

- ・就農予定時の年齢が50歳未満であること
- ・独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農を目指すこと
 - 独立・自営就農を目指すものについては、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること
 - 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農すること
- ・県が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修すること
- ・常勤の雇用契約を締結していないこと
- ・生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- ・申請時の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が600万円以下であること
- ・研修中の怪我や事故に備えて傷害保険に加入すること

(4) 募集時期

交付を希望される方は、随時、下記の間合せ先へご相談ください

(5) 手続きの流れ

①事前相談→②研修計画の提出→③県担当者との面接→④資金の交付申請→⑤資金の交付→⑥研修状況報告書の提出

(6) その他

- ・資金交付開始後は、研修状況報告書を半年ごと提出する
- ・以下の場合には返還となります
 - 適切な研修を行っていない場合
 - 研修終了後、1年以内に就農しなかった場合
 - 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、就農を継続しない場合 等

【間合せ先】 東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ (☎22-0381)

2 経営開始資金

交付金 [年間最大165万円、最長3年間]

(1) 概要

独立・自営就農直後の経営確立に必要な資金を交付

(2) 支援内容

交付額：13.75万円／月（最大165万円／年）×最長3年間 【国 10/10】

・夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分（最大247.5万円/年）を交付します。複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します

(3) 主な交付要件

- ・就農時の年齢が50歳未満で、認定新規就農者であること
- ・独立・自営就農であること
 - 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
 - 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- ・親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク（経営の多角化や新技術の導入等）を負うと市町村に認められること
- ・就農する市町村の「目標地図」に位置付けられていること（見込みも可）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ・生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- ・申請時及び交付期間中の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下であること
- ・園芸施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入すること

(4) 募集時期

交付を希望される方は、随時、下記の間合せ先へご相談ください

(5) 手続きの流れ

①事前相談→②青年等就農計画の作成と認定→③資金の交付申請→④資金の交付→⑤就農状況報告書の提出

(6) その他資金

- ・資金の交付期間中は、就農状況を田原市農林水産部 営農支援課へ報告する
また交付期間終了後、5年間は国が定めた作業日誌を提出する
- ・以下の場合は返還となります
 - 適切な営農活動を行っていない場合
 - 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しない場合 等

【問合せ先】 田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）

3 経営発展支援事業（通常枠）

補助金 [最大750万円（経営開始資金対象者は最大375万円）]

（1）概要

就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入を支援

（2）支援内容

補助対象経費の上限額1,000万円（経営開始資金の対象者は500万円）

【補助率 3/4】[国 1/2・県 1/4]

- ・夫婦ともに就農を行う場合は、補助対象経費の上限額が1.5倍になります
- ・複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、補助対象経費の上限額は次のいずれか低い額になります
 - 1,500万円
 - 経営開始資金の交付対象者は375万円、対象でない者は750万円（夫婦を含む場合は当該夫婦について※1の額）として合算した額

（3）主な交付要件

- ・就農時の年齢が50歳未満で、認定新規就農者であること
- ・令和7年度～令和8年度に新たに農業経営を開始し、独立・自営就農すること
 - 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
 - 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- ・親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割以上増加又は生産コスト1割以上減少）であること
- ・就農する市町村の「目標地図」に位置付けられていること（見込みも可）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ・機械・施設の取得費等に係る本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること
- ・汎用性の高いもの（運搬用トラック、パソコン等）は対象外です
- ・経営発展支援事業（世代交代円滑化タイプ）との併用はできません

（4）補助対象

① 農業用機械・施設等の導入[事業費 50万円以上が対象]

（農業用機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、農業用機械リース等が対象）

- ・本事業以外の国の助成事業の対象ではないこと
- ・複数者からの見積もり徴取等により、事業費の減少に努めること

- ・法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること（中古の場合は2年以上）
- ・整備するものが、経営発展支援事業計画等の成果目標の達成に直結するもの
- ・処分制限期間内において保険等の加入が継続されること等

（5）募集時期

「田原市認定農業者連絡会」公式LINE（P13参照）等で情報発信しています

（6）手続きの流れ

①補助金の交付申請→②交付決定→③事業の実施→④実績報告→⑤補助金交付

（7）その他

- ・ポイント制で国に採択された場合に交付されます
- ・事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後の1回目の報告は、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況を田原市農林水産部 営農支援課へ報告する

【問合せ先】 田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）

4 経営発展支援事業（世代交代円滑化タイプ）

補助金 [最大1,200万円]

(1) 概要

円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を支援

2) 支援内容

①の取組 ……………【補助率 3/4】[国 1/2 ・ 県 1/4]

②、③の取組 …【補助率 2/3】[国 1/3 ・ 県 1/6 ・ 市 1/6]

※国費の補助上限額 600万円（①と②の合計）

(3) 主な交付要件

- ・独立・自営就農する50歳未満の認定農業者、認定新規就農者であること
- ・将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
- ・令和5年4月以降に農業経営を開始した個人・法人であること
- ・青色申告を行うこと
- ・機械・施設の取得費等に係る本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること
- ・汎用性の高いもの（運搬用トラック、パソコン等）は対象外です
- ・経営開始資金、経営発展支援事業（通常枠）との併用はできません

(4) 補助対象

- ① 農業用機械・施設等の導入[事業費 50 万円以上が対象]
- ② 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等 [事業費 25 万円以上が対象]
- ③ 法人化、専門家活用等の経営移譲に向けた取組

(5) 募集時期

「田原市認定農業者連絡会」公式LINE（P13参照）等で情報発信しています

(6) 手続きの流れ

①補助金の交付申請→②交付決定→③事業の実施→④実績報告→⑤補助金交付

(7) その他

- ・ポイント制で国に採択された場合に交付されます
- ・成果目標…事業実施年度の3年後の年度までに、以下の2つを達成すること
農業経営改善計画の認定（認定農業者）を受けること
目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の120%以上（場合によっては110%以上）となること
- ・経営の開始前に申請する場合は、経営移譲者等との共同申請となります

【問合せ先】田原市農林水産部 営農支援課（☎22-1126）

5 新規就農者チャレンジ事業

補助金 [個人最大1,500万円、法人最大3,000万円]

(1) 概要

早期の経営発展に向けた取組を支援

(2) 支援内容

【補助率 3/10】 [国 3/10]

補助上限額 個人1,500万円、法人3,000万円

(3) 主な交付要件

- ・独立・自営就農の年齢が65歳未満の認定新規就農者であること（最長で経営開始5年目まで）
- ・営農地が属する地域計画が、以下の①若しくは②の要件を満たしている、又は地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実であること
 - ① 地域計画の目標集積率が6割以上
 - ② 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する
- ・対象者が地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
- ・導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
- ・機械・施設の取得費等に係る本人負担分の融資は任意です
- ・汎用性の高いもの（運搬用トラック、パソコン等）は対象外です
- ・経営開始資金との同時受給はできません（資金受給終了後は可能です）

(4) 補助対象

- ① 農業用機械・施設等の導入[事業費 50 万円以上が対象]
- ② 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等 [事業費 25 万円以上が対象]

(5) 募集時期

「田原市認定農業者連絡会」公式LINE（P13参照）等で情報発信しています

(6) 手続きの流れ

①補助金の交付申請→②交付決定→③事業の実施→④実績報告→⑤補助金交付

(7) その他

- ・ポイント制で国に採択された場合に交付されます
- ・成果目標…事業実施年度の2年後の年度までに、以下の3つのいずれかを選択し実施すること

- 経営面積の3割以上の拡大
- 付加価値額の1割以上の拡大
- 労働生産性3%以上の向上

【問合せ先】 田原市農林水産部 営農支援課 (☎22-1126)

6 青年等就農資金

制度資金 [無利子]

(1) 概要

施設・機械の購入等に必要な資金を無利子で貸付

(2) 対象者

認定新規就農者

(3) 資金使途

青年等就農計画の達成に必要な次の資金（ただし、経営改善計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業内容に限ります）

- ・施設、機械 : 農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や、販売施設も対象となります
- ・果樹、家畜等 : 家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となります
- ・借地料などの : 農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなどが対象となります
※農地等の取得費用は対象となりません
- ・その他の経営費 : 経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となります

(4) 借入条件

- ・貸付利率 : 無利子
- ・借入限度額 : 3,700万円（特認限度額1億円※）
- ・償還期限 : 17年以内
- ・据置期間 : 5年以内
- ・担保等 : 融資対象物件以外の担保・第三者保証人は不要

※特認限度額1億円の場合、別に定められた要件がありますのでお問い合わせください

(5) 募集時期

借入を希望される方は、随時、下記の問合せ先へご相談ください

(6) 手続きの流れ

①事前相談→②融資機関への申請書類の提出→③意見書の確認→④市町村による認定→⑤融資機関の審査→⑥融資決定→⑦融資実行

【問合せ先】

東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ（☎22-0381）
株日本政策金融公庫 名古屋支店（☎052-582-0741）

7 農業近代化資金

制度資金 [有利子]

(1) 概要

経営改善を図るために必要な資金を長期かつ低利子で貸付

(2) 対象者

認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、目標地区に位置付けられた者、集落営農組織等

(3) 資金使途

設備資金、長期運転資金

(4) 借入条件

- ・貸付利率 : 2.5% (2026年3月31日現在) ※情勢により変動します
- ・借入限度額 : 個人:1,800万円 (特認2億円)、法人・団体:2億円、農協等:15億円
- ・償還期限 : 資金使途に応じ7~20年以内
- ・据置期間 : 2~7年以内

(5) 募集時期

借入を希望される方は、随時、下記の間合せ先へご相談ください

(6) 手続きの流れ

①事前相談→②融資機関への申請書類の提出→③審査・認定→④融資決定→
⑤融資実行

【間合せ先】

東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ (☎22-0381)

8 経営体育成強化資金

制度資金 [有利子]

(1) 概要

前向きな投資や償還負担の軽減に必要な資金を長期かつ低利子で貸付

(2) 対象者

主業農業者、認定新規就農者、目標地区に位置付けられた者、集落営農組織等

(3) 資金使途

・前向き投資

- 農地等 : 取得のほか、改良・造成も対象
- 施設・機械 : 農産物の生産、流通、加工、販売等に必要な施設・機械などが対象
- 家畜・果樹等 : 購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象
- 利用料の一括支払い : 農地の利用権を取得する場合における権利金などの一部支払いが対象

・償還負担の軽減

- 再建整備 : 農地等の取得・改良・造成や、農業経営に必要な資材・施設などの取得・設置のために生じた負債（制度資金等は除く）の整理に必要な資金が対象
- 償還円滑化 : 既存借入等の負債（制度資金、土地改良事業負担金など）に係る支払いの負担を軽減するために、経営改善計画期間中の当該負債の支払いに必要な資金が対象

(4) 借入条件

- ・貸付利率 : 2.5%（2026年3月31日現在） ※情勢により変動します
- ・借入限度額 : ①～③の範囲内かつその合計額が個人1.5億円、法人・団体5億円以内
 - ①前向き投資 負担額の80%
 - ②再建整備 個人1,000万円（特認1,750万円、特定2,500万円）、法人4,000万円
 - ③償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既存借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額
- ・償還期限 : 25年以内（うち据置期間3～10年以内）
- ・担保・保証人 : 相談のうえ決定

(5) 募集時期

借入を希望される方は、随時、下記の間合せ先へご相談ください

(6) 手続きの流れ

- ①事前相談→②融資機関への申請書類の提出→③面談・審査→④融資決定→⑤融資実行

【間合せ先】

東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 担い手育成グループ（☎22-0381）
株日本政策金融公庫 名古屋支店（☎052-582-0741）

VI 新規就農に関する相談窓口について

新規就農についての相談は、随時、受け付けていますので、お気軽にご相談ください

機関名	連絡先	内容
東三河農林水産事務所 田原農業改良普及課 担い手育成グループ (田原農業支援センター内)	田原市加治町南恩中 7-5 (☎22-0381)	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農支援全般に関すること ・就農技術研修に関すること ・新規就農育者育成総合対策(就農準備資金)に関すること ・青年等就農計画作成時の助言、指導に関すること ・農業制度資金に関すること
田原市 農林水産部 営農支援課 営農支援係 (田原農業支援センター内)	田原市加治町南恩中 7-5 (☎22-1126)	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農支援全般に関すること ・農家受入技術研修、生き生き農業セミナーに関すること ・青年等就農計画認定制度に関すること ・新規就農育者育成総合対策(経営開始資金・経営発展支援事業・新規就農者チャレンジ事業)に関すること ・農地中間管理事業(貸借)に関すること ・未来の農地マップに関すること(マッチング支援)
田原市 農林水産部 農政課 農政企画係 (田原市役所北庁舎1階)	田原市田原町南番場 30-1 (☎23-3517)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者制度、地域計画、農業振興地域整備計画に関すること
田原市農業委員会 事務局 庶務係 (田原市役所北庁舎2階)	田原市田原町南番場 30-1 (☎23-3519)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の売買又は賃借に係る手続きに関すること ・農地の売買又は賃借に係る要件に関すること ・農地中間管理事業(売買)に関すること ・未来の農地マップに関すること(農地の紹介・相談等)
愛知みなみ農業協同組合 営農企画課 (JA愛知みなみ本店3階)	田原市古田町岡ノ越 6-4 (☎34-1051)	<ul style="list-style-type: none"> ・組合への加入、出荷等JAの利用に関すること
農起業支援ステーション (愛知県立農業大学校企画研修部就農企画科内)	岡崎市美合町字並松 1-2 (☎0564-51-1034)	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農に係る一次相談(就農説明会・個別相談) ・就農説明会・個別相談の申込みはWEBで (「農起業支援ステーション」で検索)

編集 田原市農林水産部営農支援課
〒441-3427
愛知県田原市加治町南恩中 7 番地 5
☎0531-22-1126 FAX0531-22-1127